令和８年度被害者保護増進等事業費補助金
（在宅療養環境整備事業）公募要領

1. 事業の趣旨

本事業は、在宅で療養生活を送る自動車事故による重度後遺障害者の介護者が様々な理由により介護が難しくなる場合（いわゆる「介護者なき後」）に備え、重度後遺障害者に対する居宅介護や重度訪問介護を提供する事業所に対し、介護人材確保等に係る経費を補助することにより、在宅療養環境の整備を推進することで、自動車事故による重度後遺障害者及びそのご家族が安心して生活を送れるよう環境整備を図ることを目的としている。

2. 事業の概要

（１） 事業名

在宅療養環境整備事業

（２） 予算額

2 億 1,962 万円の範囲内

（３） 補助対象事業所

本事業に応募するための要件は、次のとおりとする。

① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 2 項に規定する「居宅介護」を行う事業所、同条第 3 項に規定する「重度訪問介護」を行う事業所（以下「訪問系介護サービス事業所」という。）であること。

② 自動車事故により重度の後遺障害を負った者（独立行政法人自動車事故対策機構の行う介護料の支給に係る受給資格を有する者又は自動車損害賠償保障法施行令(昭和 30 年政令第 286 号）別表第一第二級以上に該当する者（以下「重度後遺障害者」という。）をいう。）が令和８年度に居宅介護又は重度訪問介護（以下「訪問系介護サービス」という。）を利用している又は利用する具体的な見込みがあること。

③ 事業を効率的かつ確実に実施することができる訪問系介護サービス事業所であること。

④ 過去 3 か年度以内に自動車事故被害者支援体制等整備事業において、補助金の返還を求められたことのない者等（団体を含む）であること。

⑤ 訪問系介護サービス事業所の開設に要する補助対象経費（以下「新設支援費」という。）のうち、重度後遺障害者に訪問系介護サービスを提供するための従業者の雇用に係る経費及び派遣労働者の派遣受入れに係る経費（以下、「人材雇用費」という。）又は訪問系介護サービス事業所の開設次年度以降に要する補助対象経費（以下「継続支援費」という。）のうち当該従業者の継続雇用に係る経費及び派遣労働者の派遣受入れに係る経費（以下「人材継続雇用費」という。）の申請をしようとする場合にあっては、次の各号に掲げる要件を満たす訪問系介護サービス事業所であること。

一　次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる法令に定める人員配置基準を

超えた員数の右欄に掲げる区分の従業者及び派遣労働者（以下「従業者等」という。）を置いて事業を行っていること。

居宅介護	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービスの事業等基準省令」という。）	従業者
重度訪問介護	指定障害福祉サービスの事業等基準省令	従業者

二　次に掲げるいずれかの要件を満たす訪問系介護サービス事業所であること。

イ　医師、看護師若しくは准看護師を令和８年度に配置していること。（応募申請では令和８年度に配置する具体的な見込みがあれば申請を認めるが、交付申請では配置していることが必須となる。）

ロ　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第１３条第１号の第一号、第二号若しくは第三号研修を修了した従業者等又はそれと同等と認められる従業者等を令和８年度に配置していること。（応募申請では令和８年度に配置する具体的な見込みがあれば申請を認めるが、交付申請では配置していることが必須となる。）

（４）　補助対象経費及び補助率

補助対象経費は、補助事業実施期間内に支出した経費のうち、本事業を行うために真に必要な以下に掲げる経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費に限る。

①　新設支援費（開設初年度の事業所）

費目	補助対象経費	補助率
人材雇用費	重度後遺障害者に訪問系介護サービスを提供するための従業者の雇用に係る経費（開設１ヶ月前から令和８年度の間に要する給与総支給額及び賞与並びに雇用主が負担する法定福利費から処遇改善加算等の給付額を除く額（派遣労働者にあっては、派遣会社への総支払額）） 求人情報発信費 新たな従業者を雇用するための求人情報の発信に要する経費（原則として、契約価格１０万円以上とする。） （就職情報サイト掲載料、職業紹介手数料、新聞広告、パンフレット等の作成費、その他求人情報の発信を主目的とした	１／２（利用者のうち重度後遺障害者の実人数が２人以上の場合は定額） （応募申請では利用予定者を含む人数とし選定通知書を発行するが、交付申請では実際の利用者の人数とする。）

	経費で国土交通省が認めるもの）	
研修等経費	重度後遺障害者への訪問系介護サービス提供に関する介護の知識・技術等を習得するための研修、講演会等の参加及び開催に要する経費	

② 継続支援費（開設次年度以降の事業所）

費目	補助対象経費	補助率
人材継続雇用費	重度後遺障害者に訪問系介護サービスを提供するための従業者の継続雇用に係る経費（令和８年度の間に要する給与総支給額及び賞与並びに雇用主が負担する法定福利費から処遇改善加算等の給付額及び雇用主負担による賃金改善額を除く額（派遣労働者にあっては、派遣会社への総支払額）） の１／4 なお、訪問系介護サービス事業所は処遇改善加算等を取得していること。	１／２（利用者のうち重度後遺障害者の実人数が２以上の場合は定額） （応募申請では利用予定者を含む人数とし選定通知書を発行するが、交付申請では実際の利用者の人数とする。）
求人情報発信費	新たな従業者を雇用するための求人情報の発信に要する経費（原則として、契約価格１０万円以上とする。） （就職情報サイト掲載料、職業紹介手数料、新聞広告、パンフレット等の作成費、その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるもの）	
研修等経費	重度後遺障害者への訪問系介護サービス提供に関する介護の知識・技術等の向上を図るための研修、講演会等の参加及び開催に要する経費	

③ 人材雇用費及び人材継続雇用費の対象となる補助対象事業の範囲は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

一 人材雇用費の対象者は令和８年度中に新たに雇用した従業者の雇用に係る経費（派遣労働者にあっては、令和８年度中に新たに間接雇用した派遣労働者の受入れに係る経費）とする。

二 人材継続雇用費の補助対象人数は、当該訪問系介護サービス事業所が受け入れている重度後遺障害者の人数と同数を上限とする。

④ 求人情報発信費のうち職業紹介手数料の対象となる補助対象事業の範囲は、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第 1 項に規定する有料職業紹介事業者に対して同法第 32 条の 3 第 1 項各号の規定に基づく手数料として支払う経費とする。

⑤ 研修等経費の対象となる補助対象事業の範囲は、受講料、講師に対する謝金、研修等への参加・開催に係る旅費及び雑費とし、その積算については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）等の規定に準じて行うものとする。

（5） 補助上限額及び申請の打ち切り

① 補助上限額については、次のとおりとする。

一 新設支援費にあっては、1 訪問系介護サービス事業所につき、300 万円を補助上限額とする。

二 継続支援費にあっては、1 訪問系介護サービス事業所につき、200 万円を補助上限額とする。

三 前一及び二の補助上限額にかかわらず、本補助金の公募及び交付状況等により、補助率若しくは補助上限額の変更又は公募及び交付申請の打ち切りを行うことがある。

（6） 訪問系介護サービス事業所の選定における優先順位

① 2.（3）を満たす者の選定に当たって応募者が多数である場合は、次に掲げる順序で訪問系介護サービス事業所を選定するものとする。また、必要に応じて電話等によるヒアリングを行うことがある。選定結果については、後日、書面又はメールにより通知を行うものとする。

一 令和 8 年度中に重度後遺障害者が初めて利用する具体的な見込みがある訪問系介護サービス事業所。

二 既に重度後遺障害者が利用しており、かつ、令和 8 年度中に新たな利用の具体的な見込みがある訪問系介護サービス事業所。

三 既に重度後遺障害者が利用しており、かつ、過去に本補助金の交付を受けたことがない訪問系介護サービス事業所。

四 既に重度後遺障害者が利用しており、かつ、過去に本補助金の交付を受けたことがある訪問系介護サービス事業所（この場合にあっては、直近の経常収支率を勘案の上、選定するものとする）。

（7） 補助対象事業の実施期間

補助対象事業の実施期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日とする。

令和 8 年 4 月 1 日以降に事業を開始し、令和 9 年 3 月 31 日までに事業を完了し、かつ指定する期日までに支払いを完了することが必要である。

（8） 補助対象事業の成果・効果の検証・報告

訪問系介護サービス事業所は事業終了後、事業を実施したことによる成果及び効果を検証し報告するものとする。

（９） 支給の制限
国、地方公共団体、公益法人等から当該事業と同様の補助金を受けている場合については、本補助金の交付対象外とする。

3. その他留意事項

（１） 本事業の執行は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」によるほか、本補助金の交付規程等の定めによる。

（２） 今回の公募による選定は、補助金の交付を確約したものではない。そのため、別に本補助金の交付規程に基づく補助金の交付申請手続き等を行う必要がある。

（３） 補助対象事業に係る経理について、帳簿及び全ての証拠書類を他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。また、帳簿及び全ての証拠書類は、事業完了後５年間保存しなければならない。

（４） 事業終了後、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づき、国土交通省による立入検査及び会計検査院による実地検査が入ることがある。

（５） 本補助金の交付申請手続き等を行った訪問系介護サービス事業所が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、補助金の交付決定取消し、補助金の返還命令、不正の内容の公表等を行うことがある。

（６） 事業終了後、補助金交付申請兼実績報告書を期限内に提出ができない場合は、補助金の交付は行わないものとする。

（７） 同一内容の補助対象経費について、他の自動車事故被害者支援体制等整備事業と重複して申請することはできない。

（８） 国土交通省は事業終了後、成果・効果に係る報告の情報、支援の事例等の公表を行う。

（９） 事務局及び国土交通省に個人情報を提供する場合は、利用者・介護者に対して同意を得るなど各者の個人情報保護方針に基づき対応を行うこと。

（１０）事務局及び国土交通省は、個人情報の取扱いについて「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」に基づき対応するものとする。

4. 応募方法

（１） アカウント発行依頼

自動車事故被害者支援体制等整備事業ポータルサイト（https://r8.jidousyajiko-sien.jp）からアカウント発行依頼をし、ID とパスワードを設定すること。

（２） アカウント登録

申請システムにログインし、マイページから事業者情報、担当者情報、口座情報、施設情報を登録すること。

（３） 応募書類

必要書類確認書を確認のうえ、募集期間内（令和８年６月 22 日（月）～令和８年８月 28 日（金））にマイページから必要書類を提出すること。

申請システムによる申請が難しい場合は事務局へ相談すること。

【必要書類】

① 応募申請書（在宅療養環境整備事業応募申請書）
② 応募者等の概要【様式１】
③ 指定（更新）通知書
④ 全部事項証明書もしくは会社定款
⑤ 事業計画調書
【新設支援費を申請する場合「様式２－１」、継続支援費を申請する場合「様式２－２」】
⑥ 各経費算出根拠の各種資料
⑦ 成果・効果等調書【様式３】
⑧ 補助対象となる訪問系介護サービス事業所における自動車事故によって重度の後遺障害を負った者の利用状況がわかる書類
⑨ 利用している（予定を含む）重度後遺障害者が要件を満たしているか確認出来る書類
⑩ 令和８年度の収支予算書
⑪ 直近年度の財務諸表
⑫ 従業者名簿
⑬ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表その他補助対象となる訪問系介護サービス事業所における介護給付費等の算定に係る体制状況等がわかる書類
⑭ 上記のほか事務局から提出を求めた書類

【問い合わせ先】

自動車事故被害者支援体制等整備事業事務局（在宅療養環境整備事業）
TEL：03-6744-5361
E-mail：koutsujiko-sien！koutsujiko-mlit.jp（！を@に置き換えること）